

聴覚障害者の コミュニケーション 支援の手引き

豊かなコミュニケーションを目指して

兵庫県立聴覚障害者情報センター

手話通訳・要約筆記者の派遣について

●様々な生活場面での手話通訳・要約筆記

- ・病院や医療機関での受診　・公共機関での相談や手続き　・学校の参観や懇談会　・冠婚葬祭
- ・地域の会合（自治会・子ども会など）　・職場での懇談や研修会　・一般市民対象の講演会や行事　等

●手話通訳者・要約筆記者の派遣事業

・市町が実施する意思疎通支援事業

聞こえない人、聞こえにくい人で、手話通訳・要約筆記が必要なときは、お住まいの市町の福祉担当窓口にお問い合わせください。（聴覚障害者とコミュニケーションをとりたい聞こえる人から申請できる地域もあります）

・行事などを主催する企業や団体からの依頼を受けて実施する派遣事業

行事の主催者・企業・団体からの申込みは、兵庫県立聴覚障害者センターの手話通訳・要約筆記担当にご連絡ください。

●派遣費用について

- ・市町が実施する意思疎通支援事業の対象となる内容は原則無料です。
- ・市町が実施する意思疎通支援事業の対象とならない行事、研修会等は、主催者のご負担となります。

●ご依頼にあたって必要な事項

- ・派遣日時・内容・場所・会場の様子・会合の参加対象者と人数・参加する聴覚障害者の人数

●派遣にあたって必要な事項

- ・通訳者の立ち位置、要約筆記者席や投影用スクリーン、聴覚障害者席の確保の有無など、会場設営の準備段階から、手話通訳・要約筆記も加味してご計画ください。
- ・準備のため、事前に会合資料をご提供ください。
当日の進行表、司会シナリオ、出席者や参加者名簿（可能な範囲で）
会場の配置図（大会や式典の場合）、講演の要旨や当日の資料、その他 参考となる資料
- ・必要に応じて会場担当者と進行、資料の確認、講師やパネラーとの打ち合わせをさせていただきます。
- ・音声を手話通訳者・要約筆記者に聞こえやすいよう、ご配慮ください。会場や部屋によっては、マイクの音が小さくて聞こえにくい、音が割れて聞き取りにくい場合があります。必要に応じて、手話通訳者・要約筆記者用にスピーカーを準備してください。

手話通訳について

「手話」で会話をする聴覚障害者が地域で安心して暮らすために、手話通訳者の派遣事業は大切な役割を果たしています。聞こえない人たちが安心して生活できる第一歩は、いつでもどこでも「手話通訳」があることです。

●手話通訳の位置

・1対1での通訳の場合（面談等）

相手の表情や通訳者の手話がよく見えるように、聞こえない人と対面する聞こえる人の隣で実施します。

・舞台通訳の場合（講演会等）

講師の表情や動きと手話通訳者の手話が、視線を移さず同時に見られるように講師の横に立ち、会場全体に向けて実施します。

・研修会やセミナー等

聴覚障害者席を設け、聞こえない人の対面で資料やプロジェクターの映像を活用しながら実施します（この場合も、できる限り話者と手話通訳者の手話が視野に入るように配慮が必要です）

●ご配慮いただく事項

- ・通訳者人数について、概ね1時間を超える場合は2～3名の複数派遣となります。
- ・通訳者の立ち位置、控えの席、マイクの聞こえの具合、会場の明るさ等の確認をさせてください。
 - * 通訳者の位置は、話し手の近くになるようお願いします。（講師をはじめ当日の話し手の方に、手話通訳が付くことを事前に伝えておいてください。）
 - * 映像やスライドを、スクリーンやモニターテレビに映す場合、次の点にご配慮をお願いします。
- ・会場が暗くなる場合は、会場から手話通訳者の姿が見えるように、明かりを確保してください。
- ・スクリーンが通訳者の後ろにあると画面が確認できないので、通訳者の前にモニター画面を置いていただくと助かります。
 - * パネルディスカッション等、複数の人が舞台に上がる場合は、コーディネーター、パネラー等の後ろに手話通訳者が控えることがあります。その場合は通訳者用の椅子を用意してください。
 - * フラットな会場の場合は、後方の席からも手話が見えるように手話通訳者が立つ台をご用意ください。
 - * お茶またはお水のご配慮をください。



要約筆記について

要約筆記は、話される内容をその場で文字にして聴覚障害者に伝える情報保障です。
中途失聴・難聴の方はもちろん、高齢難聴の方などにもわかりやすい方法です。

要約筆記の方法

- ・「手書き要約筆記」(図1、3)と「パソコン要約筆記」(図2、4)があります。
- ・聴覚障害者が複数参加する会合や講演会では、会場前方にスクリーンを設置し、文字を投影します(図1、2)。対象者が1～2名の場合は、ノートテイクで対応します(図3、4)。
- ・「話の内容を聞きつかみ、要約して文章化し、書く」という集中力を要する作業ですので、時間や場面に応じて複数名のチームで10～15分毎に交替しながら筆記または入力します。

ご配慮いただく事項

- ・要約筆記をする際には、機材や消耗品が必要になります(下記参照)。原則として主催者でご用意をお願いします。機種や費用については情報センターにお問合せください。
機材を使用する場合は、電源の確保をお願いします。
- ・聴覚障害者は話し手の表情や資料等も見ながら要約筆記をしますので、なるべく視線の移動が少ない位置にスクリーンや聴覚障害者席を確保してください。

対象者が多数の場合

OHCで書いた文字やパソコンで入力した文字を、プロジェクターでスクリーンに映します。「全体投影」と呼んでいます。

★手書き要約筆記：OHCのステージにかぶせた透明のロールシートに油性ペンで筆記します。通常4名で交替しながら書きます。(図1)

必要機材 物 品	OHC(要約筆記に適した機種のもの)、プロジェクター、スクリーン、 OHC台、ビデオケーブル、電源コード、イス、ロールシート、油性ペン等
-------------	---

★パソコン要約筆記：複数のパソコンをネットワークでつなぎ、話される内容を入力します。(図2)

必要機材 物 品	表示用パソコン、プロジェクター、スクリーン、HUB(LAN用)、 LANケーブル、電源コード、VGAケーブル、長机、イス 等
-------------	---

図1 設置例(OHC)

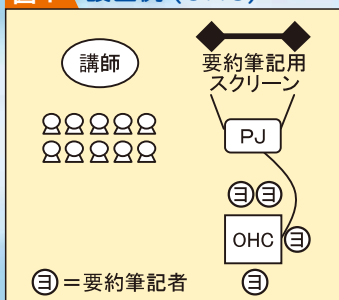


図2 設置例(パソコン)

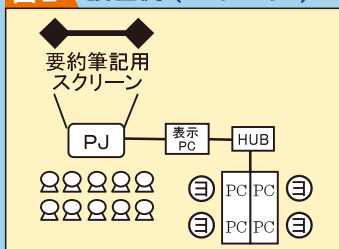
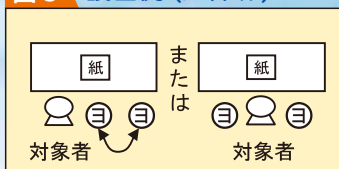


図3 設置例(ノートテイク)

対象者の隣でノートテイクします。

★手書き要約筆記：対象者の両隣又は右隣に座り、筆記します。(図3)

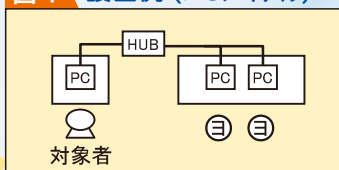
必要物品	ノートテイク用紙(A4サイズのコピー用紙又はコート紙等) サインペン又は水性ジェルボールペン、机 等
------	---



★パソコン要約筆記：対象者に入力画面を見てもらふ方法と、表示用パソコンを対象者の前に置く方法があります。(図4)

必要機材 物 品	表示用パソコン(使用する場合)、HUB(LAN用)、 LANケーブル、電源コード、机 等
-------------	---

図4 設置例(PCノートテイク)



聴覚障害者のコミュニケーション支援の充実のために

私たちの周りにはさまざまな情報があふれています。それを自ら選択・判断し、周囲とのコミュニケーションをとりながら社会生活を送っています。豊かな人生を送るためには「情報」や「コミュニケーション」が欠かせません。

しかし、聴覚障害者は、聞こえないために「情報」が得られず、“相手が何を言っているかわからない”“自分の意見が伝わらない”など、周囲の人たちとの「コミュニケーション」に関して苦労や不便を感じています。聞こえる人も聴覚障害者にもっと十分に伝えたいと思う時もあります。

そのようなとき、互いのコミュニケーションをつなぐのが、手話通訳者・要約筆記者の派遣制度です。

2009年に世界の障害者が「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を合言葉に取り組んだ障害者権利条約が国連で採択されました。これを受け、日本では障害者制度改革が始まり、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法が成立し、国内で一定の法整備がされたとして、2014年に障害者権利条約を批准しました。

この動きの中で、今後さらに聴覚障害者の社会参加の拡大が期待されています。

聴覚障害者がさまざまな場面において情報保障が得られ、その持てる力を十分に発揮し、社会参加ができるよう、当センターは県下各市町の福祉窓口と連携し、手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼に応じています。

聴覚障害は「目に見えない障害」

「聴覚障害者」と言っても、さまざまな人がいます。全く聞こえない人、“音”は聞こえても“言葉”としては聞こえない人、補聴器や人工内耳をつければ何とか会話ができる人など、聞こえはひとりひとり違います。また、聴覚障害になった時期（生まれつき、人生の半ば、加齢に伴ってなど）によって、コミュニケーション方法は異なります。

視力障害者や車椅子の方と比べて、聴覚障害者は見た目では分かりにくいため理解が広まりにくく、対人関係を築けず孤立してしまいがちです。手話通訳者・要約筆記者の派遣制度を活用することで、コミュニケーションを深め、互いを理解し、人間関係を築いていくことができます。

派遣制度について

手話通訳者・要約筆記者の派遣制度は、障害者総合支援法の地域生活支援事業に規定された意思疎通支援事業に基づいて、兵庫県下全市町で実施されています。地域の聴覚障害者は自分のコミュニケーション方法に合わせて、市町の手話通訳者・要約筆記者派遣事業を利用することができます。通訳が必要な場所が居住市外の場合は、市町からのコーディネート依頼を受け、当センターのひょうご通訳センター事業により手話通訳者・要約筆記者の派遣調整をします。

聴覚障害者は派遣事業を活用することで、「情報」を得て、自ら判断、選択し、よりよい「コミュニケーション」をとることが可能です。

多くの方に派遣制度を知っていただき、
ご理解とご協力のもと、聴覚障害者の社会参加が進んでいくことを願います。

